

1 議事日程

〔令和3年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和3年8月30日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第47号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第48号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第50号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	門田直樹 議員	委員	長谷川公成 議員
委員	原田久美子 議員	〃	徳永洋介 議員
〃	柳原荘一郎 議員		

3 欠席委員は次のとおりである（1名）

副委員長 神武綾 議員

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	山浦剛志	教育部長	藤井泰人
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	教育部理事	堀浩二
議会事務局長	木村幸代志	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	川谷豊
社会教育課長	添田邦彦	経営企画課長	佐藤政吾
学校教育課長	鳥飼太	経営企画課副課長	杉山知大
文化財課長	友添浩一	文書情報課長	高原寿子
文化財課副課長	中島恒次郎	管財課長	柴田義則
文化学習課長	花田敏浩	防災安全課長	白石忠
スポーツ課長	轟貴之	地域コミュニティ課長	齋藤実貴男
監査委員事務局長	木村昌春	会計課長	添田朱美
議事課長	花田善祐		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 井手梨紗子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第47号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第47号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 議案第47号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書1ページ、2ページ、条例改正新旧対照表は1ページでございます。

今回の改正は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されることに伴う所要の規定の整理を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第21条の2の3行目、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

これは、デジタル庁設置法の施行により、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置、管理の事務が総務省からデジタル庁へ移管されることから、当該事務の主任の大臣に関する規定が総務大臣から内閣総理大臣に改められるところ、これに伴い、番号法に基づいて提供された特定個人情報を訂正した場合において、最新の情報を共有するために通知を行う先を規定している本条例についても、通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものでございます。

次に、4行目をご覧ください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条において、番号法第19条第3号の次に新たに1号が追加されることにより、現行の第7号及び第8号がそれぞれ1号ずつ繰り下げられるところ、これに伴い、個人情報保護条例で引用している当該番号についても改めるものです。

条例の施行日は、公布の日からといたしております。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） これはいつ国会で可決されて公布された分でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 令和3年5月に可決されたものでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） デジタル庁ができて間がないやないですか。今回変わって、あと2年後ぐらいにまた下りてくるんじゃないかと。地方と国とを何か統一するような、現段階でどういった内容が下りてくるということは分かっていますか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 個人情報保護条例に関しましては、個人情報保護法に統一されるということがございますので、そういうことは下りてきておりますので、個人情報保護条例は今後改正をまた検討する必要があると認識しております。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません。ちょっと自分も難しくてよく分からないんですけども、結局デジタル庁がマイナンバーカードとか、そういう地方においてデジタル化を図っていくと。現段階では10月ぐらいからマイナンバーカードで印鑑証明がコンビニで取れるよと。これがあと何年、5年、10年となってきたら、市民生活においてデジタル化がどんどん進んでいくということでもいいんですかね。

すみません。質問替えて、マイナンバーカードの今の太宰府市の方の持っている割合が分かたら教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） すみません。ちょっと正確な数字をつかんでおりませんが、35%前後と把握しております。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） それで、やっぱり5年先とか考えたときに、市役所においても専門家の人、デジタル化に移行していくとき、そういう専門職、特別職みたいな採用も今から考えておかないといけないのかなと個人的にはちょっと調べて思ったんですけども、そういう検討というか課題があるなど。何か2年後、5年後を考えたときに、市としてそういう考えはあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 採用につきましては、今委員がご心配されてあるような件、当然私も心配はしているところでございますけれども、一方で人事異動の問題、職員である以上は人

事異動の問題がありまして、同じ課にずっと10年、20年と配置するようなことにもなりかねないところがありますので、そういったところもちょっと考えながら、どこまで採用するのかというところも、デジタル化の状況を踏まえながら進めていきたいなとは思っております。当然、ご心配のところというのは私ども考えておるところではございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） では、ちょっと私から、理事は国から来られて、こういったことがご専門ですよ。今、いつも大体こんな感じなんだけれども、課長のほうで実情をずっと説明して、そもそも条例の改正の審議をしよるんだけれども、ITということで先進国というのかな、の中で日本はいろいろな面で遅れているということ、特に行政面が遅れているというふうなことを指摘されていますよね。遅れている、逆に進んでいるのは、進まなければいけない理由があったと思うんですね、その国々のね。日本は従来からの仕組みがしっかりしていたから、ちょっとそっちのほうに移行がやや遅れているのかなと、そんなふうに思ったりはするんですが、国がまずは進めていくと、そして国が基本システムをつくらんことには、ばらばらじゃあこれは何のためにあるか分からんので、その一つがこのマイナンバーでもあろうと思いますので、国によってはマイナンバーとかこういうのはもう強制であって、あるいはいろいろなこれのひもづけは全て強制で、もうこれをやらんことにはやっつけていけんと。ただし、それができない人たちへの救済というのはかなり力を入れているようですね。

そういったことは国がやるとして、あと自治体がそれぞれの工夫というのは今後どれぐらいの幅があるのかなと。例えばこの前からコンビニ納付でずっとやっていたのが、いわゆるスマホ納付がようやくできるようになってきましたよね。これも少し近隣の自治体とそれぞれ時間的な差があるんじゃないかという指摘もあったので、今後そういうふうな検討というのは文書情報課で検討していくのか、前々からICT推進課というのがあったほうがいいんじゃないのという話はしていたんだけど、とにかく現状でやはりその辺の政策的なことというのは総務課でやっていかれるのか、その辺の要するに今徳永委員が言われたような、そういうふうな専門家の知見とかの取り入れ方とか、いわゆる作戦というか、将来的なのはどういうふうにするのか、概要をちょっと聞かせてください。

総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今の関係についてお答えさせていただきます。

まず、私も本市に赴任する直前がこのデジタル庁の設置の法案の準備室にいた関係もございまして、非常にこの分野についてはしっかりと進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

まず、事実関係のお話をさせていただきますと、先ほど委員長からお話しありましたよう

に、まず我が国の立ち位置でございますけれども、これ担当の国の平井大臣の言葉をお借りすると、デジタル敗戦というような言われ方をしておりまして、我が国の行政のデジタル化というのはあまり進んではいないのではないかと。逆にそういった意味で先進的な国等々の事例を踏まえながらキャッチアップすることも可能ではないかと。特に、このマイナンバー関係もこれまで総務省とか内閣府とか非常に幅広に権限がまたがっておりまして、今回そういったところを強力に進めるために、デジタル庁に権限をある程度集約いたしまして、取組を進めていくというふうになった背景があるというふうに理解してございます。そういった意味で、今後はある程度国のほうから強力に方針が示されるところでございまして、本市といたしましてもそれに乗り遅れないようにしっかりと取組を進めていく必要があるだろうと、このようにまず考えておるところでございまして。

その上で、先ほど文書情報課を中心にかということをお話しございまして、今回私もこれから本市のデジタル化の取組を進める上で、一員として参画させていただいたところでございますので、まず私もしっかりと汗をかきながら、文書情報課を中心に関係各課と連携しながら取組を進めていきたいというふうに考えておるところでございまして。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第47号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第48号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第48号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 議案第48号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書3ページ、4ページ、新旧対照表は2ページから10ページでございます。

今回の改正は2点ございまして、1つは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されることに伴う所要の規定の整理を行うもの、もう一つは、私立幼稚園就園奨励費補助に関する規則が、幼児教育・保育の無償化に伴い既に廃止となっているため、今回所要の規定の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第1条の3行目と第5条の1行目でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条において、番号法第19条第3号の次に新たに1号が追加されることにより、現行の第10号が1号繰り下げられるところ、これに伴い、本条例において引用している当該番号について改めるものでございます。

次に、その下、別表第1でございますが、3ページの現行の番号4に規定する私立幼稚園就園奨励費補助に関する規則が廃止となっているために削除し、番号5以下の番号を1つずつ繰り上げて、右側の改正案のとおりとするものでございます。

また、4ページの別表第2も同じく6ページの番号4を削除し、番号5以下の番号を1つずつ繰り上げて改正案のとおりとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からといたしております。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 12ページですけれども、個人番号カード再交付1件につき800円が改正されて見つけられなかったんですけれども、12ページ、16番の。手数料の、すみません。間違えました。いいです。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

○委員（徳永洋介委員） いいです。すみません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第48号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第50号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第50号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款1項1目防犯対策費について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 補正予算書12、13ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、002防犯対策費225万5,000円については、関連がございますので、予算書8、9ページの歳入、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、防犯対策カメラ設置支援事業補助金60万円と併せてご説明いたします。

今回の225万5,000円の補正予算につきましては、県の防犯対策カメラ設置支援事業補助金の追加募集を活用し、コロナ禍の状況で特に市民の皆様からの設置要望が多い太宰府天満宮参道に、3台の地域見守りカメラを設置する予算を計上するものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

この件に関して質疑はございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） すみません。追加募集があつて天満宮に3台ということですがけれども、天満宮も広うございますので、どの辺に防犯カメラを設置の予定かをちょっと教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 設置する箇所につきましては、最終的に今のところの予定でございます。中ほどにあります鳥居から一番上の左側の太宰府天満宮幼稚園のほうに向かうところまでの区間になりますが、特にこの区間につきまして、最終的に奥にあります石坂四丁目辺りに行く方の通学、通勤、それと同じく三条のセブニーイレブンに向かうほうの天満宮幼稚園の前へ向かっていくところですね。あちらに行くときのいわゆるかなり手薄になると、薄暗くなるということもあまして、その区間のところで設置できないかと。ただ、付け庇等がございますので、地元の自治会、それと参道の商店街あたりにもちょっと協力を得ての設置箇所になります。今後警察と協議の上、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ちょっと私から1点、画像等のデータ、音も入るんですよ。データの管理、以前もこれお聞きしたんですが、どのような管理を、場所は言わなくてもいいけれども、おおむねどういった、サーバーなり、どこで管理してどういうふうな取扱いを行うか、概要を聞かせてください。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 防犯カメラのデータ管理につきましては、地域見守りカメラの設置及び運用に関する要綱で定めております。基本的には筑紫野警察署から犯罪等の捜査に伴う協力として、警察署のほうからの署長名での公文書を提出いただいた上で、防犯カメラの情報を抜き差ししております。あくまでこちらにつきましてはサーバーということではなくて、それぞれのカメラに1週間分から10日分、記憶媒体として登録をしておりますので、その分を職員のほうで現場に行つてデータを抜き差しし、最終的には筑紫野警察署の署員に、基本的に市役所庁舎の窓口で身元を確認させていただいた上でデータをお渡しする、渡したデータにつきましては筑紫野警察署のほうで責任を持って消去をします。最終的には消去したデータの空になったものをお返しいただくというところで取扱いをしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 1回一般質問しようかと思うとるんだけど、松戸市に以前総務文

教で視察に行ったんですけれども、非常に犯罪が一時期、今もあるんですけれども、結構全国レベルの有名な犯罪が幾つも起きて、とにかく防犯カメラの設置台数は桁違いの数を置いて、それに対して個人の負担でさせているんですね。設置も管理も個人の費用負担で、その代わりデータは全部行政が一括して管理するというので、非常にもう一般の犯罪、それから交通違反等々も激減したというふうには聞いております。これが全てというか、それだけではないのかもしれないけれども、そういったことも参考に今後いろいろと検討してください。

それでは、進みます。

次に、2款1項7目公共施設整備関係費及び同項9目財政調整基金費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 2款1項7目、001公共施設整備関係費の公共施設整備基金積立金と、同項9目、001財政調整基金費の財政調整資金積立金について一括してご説明させていただきます。

こちらに計上しています積立金は、一般会計における令和2年度決算における実質収支12億8,796万6,000円のうち、5億円を公共施設整備基金に、2,790万1,000円を財政調整資金に積み立てるものでございます。

関連する歳入といたしましては、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2段目の20款1項1目1節前年度繰越金を10億8,796万6,000円増額補正し、当初予算に計上しています2億円と合わせまして、令和2年度決算における実質収支12億8,796万6,000円にするものでございます。これによりまして、現時点における基金の残高見込みでございしますが、公共施設整備基金は予算ベースで14億7,036万8,446円、財政調整資金は予算ベースで28億2,822万209円となります。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） この基金の金額ですね。個人的な考えでは財政調整基金のほうが5億円のほうがいいんじゃないかと、逆のほうがいいんじゃないか、いろいろあると思うんですけれども、これを決定した過程というか、公共施設基金のほうに5億円と決められた根拠みたいなものがあつたら教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 今回の施設整備基金に5億円補正予算を計上させていただいております。こちらの公共整備基金でございますが、今後水城小学校をはじめとした小・中学校等の公共施設の改修需要も増えてまいります。それに併せまして中学校の完全給食化に備えるとい

うことも併せて目的としておまして、そういった結果、議論した結果、こちらの基金に5億円という今回補正予算を計上させていただいている次第でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 2款1項7目普通財産管理費について説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（柴田義則） 細目003普通財産管理費、12節委託料の工事設計監理等委託料800万円、清掃委託料77万9,000円、草刈り等委託料100万円と14節工事請負費6,650万円についてご説明申し上げます。

初めに、工事設計監理等委託料と工事請負費は関連がございますので、併せてご説明させていただきます。今年度から新たな入居者が決まりました、いきいき情報センターの安定稼働と施設有効活用のため、非常用発電機と自家用電気工作物の電気設備などの改修と、1階旧テナント部分の主に大学生の交流スペース予定部分の内装及び空調換気設備などの改修に必要な工事請負費6,650万円と、工事に伴う設計監理等委託料800万円を補正計上するものでございます。

次の清掃委託料につきましては、1階部分の入居者の決定やワクチン接種に伴う通路として、いきいき情報センターの1階部分の供用開始に伴う通路部分の清掃業務委託料を補正計上するものでございます。

次の草刈り等委託料につきましては、市内の山林や原野などの普通財産の伐採や草刈りの新たな要望が増えており、早期の対応が必要になっておりますので、樹木の伐採や除草に必要な委託料を補正計上するものでございます。

なお、関連がございますので、歳入につきまして併せて説明させていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入のいきいき情報センター貸付料406万8,000円でございます。いきいき情報センター貸付料の内訳につきましては、1階部分のサテライトオフィスの令和3年5月から令和4年3月末までの十一月分の賃料120万9,340円と、同じく1階部分の筑紫農業協同組合の仮設店舗の令和3年6月から令和4年3月末までの十月分の賃料285万8,790円の合計額を補正計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、2款2項1目総合企画推進費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 2款2項1目企画総務費、004総合企画推進費に300万円の増額補正を計上いたしております。

このうち11節役務費、広告掲載料200万円につきましては、ふるさと太宰府応援寄附金に関する広告掲載料でございます。ふるさと太宰府応援寄附金の一層の増収を図るべく、主に年末に向けました広告を掲載することを目的に、今回広告掲載料を計上いたしております。

次に、18節負担金、補助及び交付金、シティプロモーション推進事業補助金100万円につきましてご説明いたします。こちらの事業は昨年度におきましても9月補正予算において計上し、実施した事業でございます。新型コロナウイルス感染拡大により多大な影響を受けている本市の地域活性化を図ることを目的とした事業でございます。具体的には、包括連携協定を締結しています西日本鉄道株式会社が実施する福岡天神と太宰府往復乗車券に梅ヶ枝餅の引換券等をつけた太宰府限定散策切符の販売に対しまして、その限定割引額を補助しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 広告掲載の件でお尋ねします。

ごめんなさい。聞き漏らしたかもしれないですけども、広告媒体はどういったものを予定しているか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 広告媒体についてでございますが、申し訳ございません。まだ正式に決定したわけではございませんが、年末に向けまして大都市圏、首都圏の新聞、それからそれ以外にも私どものふるさと納税のポータルサイト上の広告などを今考えているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） シティプロモーション推進事業補助金についてなんですけれども、西鉄電車で梅ヶ枝餅の券を渡すということですけども、どこの梅ヶ枝餅と規定がされているのか、どこでもいいのか、その梅ヶ枝餅の券は参道の梅ヶ枝餅屋さんに限るのか、そのところちょっと詳しく教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 申し訳ございません。ちょっと具体的にどこの店舗、どこの店舗と今ちょっとお答えすることは難しいんですが、もともとこちらの割引切符、太宰府散策切符は西日本鉄道株式会社と観光協会が連携いたしまして実施していた事業でございます。ですか

ら、実際の事務は観光協会が行っておりまして、恐らく観光協会に加盟する店舗での取扱いになるかと思えます。市としましては、既存の事業の割引、大人でしたら140円アップして、そういった梅ヶ枝餅の引換券、それからいろいろな施設の団体割引で入場ができるような切符、そういったものをもととしていたんですが、140円アップするんですけども、その部分を市が補助しようというもので、もともとあった事業に市が参画させていただくというようなものでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ちょっと私から、一つの意見として、こういうふうな市のいろいろな情報発信とか広告ですね、必要なことだと思うんですが、まだまだ課長の説明では細かいところは決まっていないということで、まだいろいろなプロジェクト等の新聞の全面広告であるとか、相当な金額がかかると思うけれども、その他いろいろ、あるいは情報発信でマスコミに対する発信でも、個人の宣伝にならんように気をつけていただきたい、あくまでも内容、中身を発信していただきたいというのは強く要望しておきます。

それでは、次に2款2項5目コミュニティバス運営費及び地域コミュニティ推進費について説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） 細目001コミュニティバス運営費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティバス運行支援金500万円につきましてご説明申し上げます。

この支援金は、市内コミュニティバス運行に係る支援金として計上しております。新型コロナウイルスの感染の影響に伴い、昨年度に引き続き利用者が減少しています。一昨年度に比べ、4月から7月は約3割利用者が減少しております。やはり観光客の減少が大きいと考えられます。しかしながら、コミュニティバスは市民の交通の確保、密集を避けるため、減便はしていません。特に、昼間は高齢者など買物や通院などコミュニティバスを利用される方が多くいますので、運行者に対し支援金を支出するため計上しています。

次に、細目003地域コミュニティ推進費、12節委託料、高齢者向けスマートフォン講座委託料18万円につきましてご説明申し上げます。

現在、市ではLINEなどSNSを活用して市の様々な情報を発信していることや、新型コロナウイルスワクチン接種予約においてもネットでの予約を促すなど、生活のあらゆる場面でスマートフォンが欠かすことができなくなっていることを鑑み、実験的な試みではありますが、スマートフォンでの情報取得、発信を支援するため、高齢者の方を対象とした講座を開催するため予算を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 003の地域コミュニティ推進費で委託料、高齢者向けスマートフォン講座の委託料とあるんですけども、大体定数何名で、何回ぐらいの講座を予定しているのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（齋藤実貴男） これは自治会単位で考えております。二、三の自治会に対して開催、それぞれ例えばインターネットに接続するとか、SNSのつなぎ方、発信の仕方とかとって大体5回ですかね、1か所で5回程度の開催を考えております。

なお、人数についてはなるべく多くの方に受講していただきたいんですけども、大体多くて20名程度ということで考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に、14、15ページをお開きください。

2款5項3目市長選挙費、市議会議員選挙費及び市長及び市議会議員一般選挙費について説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（川谷 豊） 2款5項3目の市長及び市議会議員一般選挙費につきまして一括してご説明申し上げます。

ご承知のとおり、6月30日に開催されました選挙管理委員会におきまして、任期満了による市議会議員選挙及び市長選挙の選挙期日につきましては、本年12月12日に同時に行うことと決定されております。このため、当初予算におきまして、市長選挙費及び市議会議員選挙費としてそれぞれ別に計上しておりましたこれらの予算につきましては、今般の補正予算におきまして全額減額し、改めまして市長及び市議会議員一般選挙費として合わせて計上するものであります。

それでは、14ページ、15ページをご覧ください。

001市長選挙費、同目002市議会議員選挙費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当初予算計上額を全額減額しております。

続きまして、17ページ中ほどからの003市長及び市議会議員一般選挙費でございます。

01節報酬は投開票に係る管理者、立会人等の報酬、03節職員手当等は職員の事務従事に係る費用、07節報償費は点字投票解読者の謝礼、08節旅費は選挙管理委員等の費用弁償、10節需用費は消耗品、印刷等に係る費用、次のページに行ってくださいまして、11節役務費は郵便料、電話料等の費用、12節委託料は選挙公報の配布や投開票に係る人材派遣等に係る各委託料、

13節使用料及び賃借料は機械器具等の賃借に係る費用、18節負担金、補助及び交付金は選挙運動公費負担金の各予算を計上いたしております。

計上項目といたしましては、当初予算時に審査いただきました内容と同じでございますが、市議会議員選挙と市長選挙を同時に実施することにより、職員手当等、郵便料、委託料等におきまして減額計上となりまして、当初予算との比較で総額2,813万9,000円の減となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 市長の提案理由説明が本定例会初日にありましたけれども、そのときに市長選と市議会選挙を同時に執行することになって選挙費の削減ができた。削減ができて、育児支援のために費用を使うということを市長が提案されたんですけども、あくまでもそれは市長の考え方であると思いますけれども、選挙費の削減ができて、育児支援とかそういうふうなものを使うということが市長の言い分だったと思うんですけども、ちょっと納得できないんですけども、どういうふうな理由で育児支援のための特別給付金に充てるということになったのかを、ちょっとそこのところを説明してください。

○委員長（門田直樹委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（川谷 豊） 市政選挙の財源につきましては、全て一般財源ということでございますので、結果として同時に選挙を実施することによりまして、3,000万円近くの一般財源が浮いたというところで、ちょうどそれに見合った形での新規の事業に当てはめることができるという市長の説明でございました。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、ここで感染症防止策として執行部の入替えを行います。執行部の皆様は席をご移動ください。

それでは、次に28、29ページをお開きください。

10款1項2目学校教育運営費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） おはようございます。失礼いたします。

それでは、10款1項2目、細目003学校教育運営費1,405万4,000円の増額補正についてご説明させていただきます。

学校教育運営費の補正予算につきましてですが、まず17節備品購入費についてご説明させて

いただきます。

今回の補正予算では、児童・生徒用のタブレットパソコン300台の購入費として1,360万2,000円を計上させていただいております。購入の内訳といたしましては、令和4年度から令和5年度にかけて水城小学校、それから学業院中学校に約170人程度の児童・生徒が増加する見込みでございますので、今年度中に購入する必要がございます。また、今年度当初に全児童・生徒に配布いたしましたタブレットパソコンにつきましては、使用に伴います破損、それから故障が多数生じております。修理が完了するまでの間や、新品を購入して手元に届くまでの間に児童・生徒が使用する代替機の購入を130台見込んでおります。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金、授業目的公衆送信補償金についてご説明させていただきます。

授業目的公衆送信補償金制度は、著作権法の改正で創設されました制度でございます。従来の著作権法では、学校などの教育機関における授業の過程で行われる必要かつ適切な範囲での著作物のコピー、それから遠隔合同授業における送信を著作権者の許諾を得ることなく、無償で行うことができましたが、著作権法の改正で、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会に支払うことで、無許諾で行うことが可能となりました。

具体的には、学校などの教育機関の授業で、予習・復習用に先生方が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりするなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者の許諾を得ることなく行うことができるようになります。児童・生徒1人当たりの補償金額は、小学生が年額120円、中学生が年額180円となっております。今年度は、10月から3月までの6か月間の補償金を児童・生徒数に応じて協会にお支払いするものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 備品購入費のパソコンも300台新たに購入ということで、170台は児童・生徒数が増えるから分かるんですけども、破損が130台ということで非常に何か多いような気がするんです。まだ開始して半年にもなっていないぐらいなのに、何かそうした原因とかは教育委員会のほうで認識されていますか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 故障、破損ですけれども、初期の不具合等で、例えばキーボードがうまく動かなかったりとか、あと取り出すときに、やはり低学年の子とか、画面を開くのが上

手にいかななくて、開くときに落としてみたりとか、あと液晶画面を強く押してみたりとか、ちよつとそういった使用に慣れていないということで、そういったことで破損をしたりしております。

その130台ですけれども、その修理が完了したり、新品に買い換えたりという間、それを使っていたために各学校10台、それから事務局に20台を配置させていただく計画で130台ということで計画をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 現在、そのタブレットを使った授業ですね、かなり進んでいるんですね。教科ごとであればどの教科がより多いとか、その実態というか、今タブレット授業はどの程度進んでいるか、分かっているならば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 授業での使用ですけれども、教科ごとの進み具合というのは、すみません。実態としては具体的に詳細にはつかみ切れていない部分がございますが、例えば理科でありますとか社会でありますとか、図形、それから画像ですね、そういったものを活用するような授業で多く利用をいただいている状況でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） では、私もちょっと1つ、これ見たら003に関しては一般財源から全部出るとということで、まず今後も半年分を例えば補償金を上げたり買換えと、別に壊さなくても大体4年ないし5年でおかしくなってくるんですね。初期不良も当然あるし、この負担というのはずっと続くのか、言い換えれば、今後もそういうふうな全生徒という考えでいられるのか、よそがやっているからというのはちょっと苦しいと思うんですね。うちはうちでやはり考えないかんと、やはり市民からよく聞かれたり相談を受けるのは、もう少し対面が、コロナはあるんだけど、対面あるいは紙が基本ではなかろうかと。古い考えかもしれんけれども、そろばんというものが昔はあって、そろばんは一応させられるというか習いましたよね。多分みんな昔の人はやったと思うが、好きになってずっと徹底的にやる子もおるし、ただ経験で終わる子もおるということで、その後の人生に大きな差ができたかという、そうまでは行ってはないと思うんですね。

このタブレットがそもそも、タブレットも機種としてはサーフェスですか、かなり一般的なスタンド型に近い形態だけでも、どれだけ習熟を求めるのかということはよく議論していただかないと、大体うちなんかノートパソコン2台とも子どもがたたいてキーボード全部壊れちゃって、線が切れて、外付けのキーボードを使っているんだけど、子どもにとってはそん

なものですよね。おもちゃでしかないと思う。おもちゃじゃなかろうけれども、高価な機材だから、その辺の独自の、ある程度高学年にしかも集中して、ある程度、ただ与えて経験じゃなくて、やるならこれだけのお金を、税金を使っているんだから、徹底してある一定の子どもの級とか段じゃないけれども、目標を設定したり、低学年はあまり僕は要らないと思うんだけど、その辺の検討というのはされていると思うけれども、概要がありましたら聞かせてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 委員長おっしゃるとおり、低学年の子がどれだけ使えているか、使いこなせているのかというのは確かにあると思います。全員配布するのかというところですが、国の方針といたしまして、1人1台という方針が出されておりました、時代の流れとしてもパソコンを将来にわたって使っていくと、それに慣れていくということで打ち出されておりますので、現在のところ1人1台という方針ではございます。

ただ、委員長おっしゃいますとおり、年齢、学年に応じた使用頻度、それから学習の仕方、そういったことは当然考えられると思いますので、今後教育委員会の中で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 今の話に付け加えてなんですけれども、東中学校のほうではリモートが始まる予定でしたけれども、コロナの関係で試行が難しくなったと思うんですけれども、これからはやっぱり家庭のほうに持ち帰るという場合に本当に低学年、先ほど言われましたけれども、壊す壊さないの問題ではなくて、使い方を、低学年が持ち帰る場合ですよ、持ち帰る場合は学校できちんとその分を教えるのか、それとも家族の方が、保護者の方がそういうふうに機械が分かる人だったらいいんですけれども、全然分からない、おじいちゃん、おばあちゃんに育てられている家族もいますので、中学校にも対して、そういうようなこともあるので、本当にみんなが全員持ち帰りする場合をきちんと考えて、学校できちんと教えてあると思うんですけれども、それ以上にやっぱり心配しているのが、ついていけない子に対してどういうふうに、持ち帰りの場合はどういうふうに、もう今から始まってくると思うんですよね。いろいろな面で持ち帰りをする学校が増えてくると思いますけれども、そういうふうなことに對してはどういうふうな考え方をされているのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 委員おっしゃいますとおり、各家庭によってパソコンに慣れておられるところ、慣れておられないところあると思います。そこら辺はまずテストで事前に持ち帰りをさせて、各家庭でWi-Fiにつながるのかどうか、そのあたりの確認をしていただいて、もしつながらないようであれば先生方のフォローをしていただいて、対応していただくと

というようなことで今現在進めております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

次に、30、31ページをお開きください。

10款2項1目小学校施設整備費について説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（添田邦彦） 細目003小学校施設整備費について説明させていただきます。

まず、14節工事請負費の校舎等補修工事294万2,000円ですが、これは小学校において老朽化により安全が確保できないため使用を中止しております運動場内の遊具につきまして、補修等の工事を行うものです。対象としましては、太宰府小学校、太宰府南小学校、水城西小学校にあります鉄棒、シーソー、ブランコ等になります。

次に、同じく14節工事請負費の校舎等改造工事2,000万円ですが、これは現在水城小学校管理棟ほかの改築工事の設計に取り組んでいるところですが、建設工事の期間中に使用する仮設の校舎を設置するに当たりまして、設置箇所の周辺附帯工事に伴う予算の計上となっております。

なお、仮設の校舎の設置に伴う予算につきましては、4ページの第2表にあります水城小学校仮設校舎賃借料（令和4年度増設分）として2億7,000万円を債務負担行為補正として計上させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 債務負担行為のほうの説明をしていただいたので、そちらから質疑させていただきますが、今回の追加分なんですけれども、水城小学校のですね、今回の追加分、近郊の児童数が恐らく増加してくると思うんで、それに、増加に対する対応なのか、またクラスは何クラス分なのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（添田邦彦） 生徒・児童数が増えることを見込みまして、水城小学校の改築も考えていくんですが、今回の仮設校舎に当たりましては、その増えるまでの間、まださらに増える可能性もございますので、それを見込みまして計画を立てていくような形になります。仮設校舎につきましては、普通教室が7教室、特別支援学級が10教室になります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 仮設校舎はなかなかグラウンドを狭くしたりとかして、いろいろとまた、南小学校も設置されていますけれども、大変だと思うんですけれども、今の説明であった

ように、これからもひょっとしたらまた増えてくる可能性もありますよね。今普通クラス7クラス、特別教室10クラスとおっしゃいましたけれども、これ以上仮に児童・生徒数が増えて、じゃあ普通教室をあと3クラス増やさないとなくなったとき、そういった対応はできるんですかね。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（添田邦彦） 今、校区内で住宅の開発が計画されていますので、そこを見込んでということになってくるんですが、あくまでも見込みですので、予想以上に増えることというのは考えられると思います。ただ、そのときには多目的教室ということで持っている分とか、特別教室、図工室とか、そういった分を改良して対応しなければいけないんじゃないかなとは考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） さっき言ったように、グラウンドが狭くなったり、いろいろ支障が出てくると思うんですけども、学校環境、生活において、だからこれは大げさに言うと、例えば校区割りの調整とか、厳しいとは思いますが、例えば学校の増設とか、そういったのを教育委員会と合わせた上で検討とかされています。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 現在のところは水城小学校の改築事業ということで、将来の生徒数の増加を見込んだところでその改築を予定しておりますので、校区の再編であるとか、そういったところは今のところ、そういった方法はあるというところで認識はしておりますが、そこに至っておりません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款4項4目図書館管理運営費及び同項5目中央公民館管理運営費について説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（花田敏浩） 補正予算書31ページの中ほどにあります001図書館管理運営費の1万円と、その下001中央公民館管理運営費の537万9,000円、関連する歳入予算といたしまして、9ページの18款寄附金、11ページの22款市債及び4ページの第3表地方債補正のうち社会教育施設整備事業債となります。関連する補正項目ごとに歳出歳入同時に説明をさせていただきます。

歳出予算の図書館費、001図書館管理運営費の備品購入費1万円の増額補正につきまして、図書館の図書購入費用に充ててほしいということで毎年寄附をいただいております市民の

方からの指定寄附金、9ページが一番下の段にあります18款の教育費寄附金の1万円を図書購入費に充てるものでございます。

次に、公民館費、001中央公民館管理運営費の工事請負費537万9,000円の増額補正につきましては、プラム・カルコア太宰府（中央公民館）2階市民ホールホワイエの女性用トイレの和式トイレを洋式化するための工事費で、現在8基あります和式トイレスペースに6基の洋式トイレ及び温水洗浄便座を設置するもので、11ページが一番下にあります22款の市債550万円を財源に工事を行うものでございます。

市債の詳細につきましては、4ページ、第3表地方債補正にありますように、社会教育施設整備事業債という地方債を充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款4項8目文化財調査費について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（友添浩一） 細目001文化財調査費についてでございます。

文化財収蔵倉庫の撤去及び移転でございます。事業費は502万9,000円、内訳といたしまして、事務所等移転委託料320万6,000円、施設解体工事費182万3,000円を計上させていただいております。

内容でございますが、坂本八幡宮の裏手にあります文化財収蔵物倉庫は、設置して25年以上の年数が経過しておりまして、経年劣化が著しくなっております。現在、台風等の被害を予防するため、周りに合板をはめたりなどの補強を行っているところでございます。このため倉庫にあります収蔵物をほかの倉庫に移し、文化財収蔵倉庫の撤去を行うものでございます。

以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 001文化財調査費の件をお尋ねします。

撤去した後の跡地利用は何か計画がありますか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（友添浩一） その跡地につきましては、政庁跡に隣接している場所でありまして、今後整備活用を検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） 柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 何か具体的にはないということですか。

- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。
- 文化財課長（友添浩一） 現在のところ、まだ具体的なものというところではございません。
- 委員長（門田直樹委員） 原田委員。
- 委員（原田久美子委員） 関連してなんですけれども、その坂本神社の裏の倉庫につきましては、私一般質問を十何年前にさせていただきました。あそこ本当に死角になっておりますので、やはりたばこのかすとか、そういうふうなこともありますので、今後火災とかも気をつけなければいけませんので、あその土地にはもう再利用はしないほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（門田直樹委員） 回答よろしいですか。
- 委員（原田久美子委員） はい。
- 委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（門田直樹委員） 次に、10款5項1目学校体育施設開放関係費について説明を求めます。
- スポーツ課長。
- スポーツ課長（轟 貴之） それでは、細目001学校体育施設開放関係費についてご説明申し上げます。
- 現在、新型コロナワクチン接種会場として、とびうめアリーナ1階を活用しており、その関係で社会体育団体の利用ができなくなっています。社会体育団体は代替施設として市内の小・中学校などを利用されていますが、そのうち学業院中学校並びに太宰府東中学校の武道場の畳が消耗しており、畳の間に隙間があるなど、利用に関して危険な状態が発生していることから、畳入替え工事費用として865万4,000円の補正要求をお願いするものでございます。
- 説明は以上でございます。
- よろしくご審査賜りますようお願いいたします。
- 委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。
- 質疑はありませんか。
- 長谷川委員。
- 委員（長谷川公成委員） この畳なんですけれども、これけが人も出ています。その畳と畳の隙間に足を挟んで爪が剥げたりとか、ですので例えば定期点検とかスポーツ課並びに学校教育でもいいですが、何かされています。
- 委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。
- 学校教育課長（鳥飼 太） 今、中学校の授業で武道の授業ということで取り入れられておられて、日々ということではないかもしれませんが、利用されておりますので、その中で必要があれば報告をいただいているような状況でございます。
- 委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 非常にありがたいんですね、今回の張り替えというのはですね。ただ、本当に危険なんで、やっぱり使用した教師が隙間があるとか、そういうのをちゃんと教育委員会等々に上げないと、もうけが人続々出ると思うんで、ただ今回びしゃっと整備されるということですので、期待しております。特に東中学校は中体連の柔道で使用したんで、本当はその前にやっていたら、ちょっと言い方悪いけれども、見栄えもよかったかなと思うんですけども、今回こうやって整備されるということなので期待していますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

歳入については、併せて説明がありました。

それでは、続いて第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

補正予算書4ページをお開きください。

まず、追加事項の起債管理システム関係費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（佐藤政吾） 起債管理システム関係費といたしまして、令和3年度から令和6年度までの間、63万6,000円の債務負担行為を計上いたしております。これは、起債の借入れから毎年度の償還までを管理しています起債管理システムの賃貸借契約及び保守契約の期間が令和3年度末までとなっていることから、令和4年度以降の同契約を令和3年度に契約すべく債務負担行為を計上したものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、水城小学校校内ネットワーク整備関係費について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） よろしく願いいたします。

それでは、第2表債務負担行為の追加補正についてご説明させていただきます。

水城小学校校内ネットワーク整備関係費を1,376万9,000円計上させていただいております。これは、令和4年度に着工予定の水城小学校校舎改築事業に伴うものでございまして、現在各教室の前の廊下などに設置をさせていただいておりますWi-Fiのアクセスポイント、それから光ファイバーケーブルの移設を行うものでございまして、仮設校舎が完成いたします時期に合わせて光ファイバーケーブルの設置の必要がございます。今年度中に契約を行いまして、

新校舎が完成いたします令和4年度までの間、契約を行わせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、変更事項の給食調理業務委託料について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） 続きまして、債務負担行為の変更補正でございます。

給食調理業務委託料の変更補正といたしまして、限度額を3億3,383万4,000円から1億9,872万6,000円増額いたしまして、5億3,256万円に変更するものでございます。これは、先ほどご説明させていただきました水城小学校改築事業に伴うものでございます。現在の計画では、工事期間中の給食は、委託業者が業者の工場で調理をしていただきまして、水城小学校まで運んでいただく計画といたしております。現在の自校方式での給食の提供から、工事期間中のみ変更する予定でございます。調理業者につきましては、学校給食法の規定、それから安全衛生基準を遵守できる業者を選定することといたしております。工事期間中も今までどおり安心して食べていただけるようにいたします。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） すみません。ちょっと私これ見たとき、今課長の説明で理解できたんです。これはもう水城小学校のみということですね。年間5,000万円だったので、単純に7校あって、1校700万円かなと思ったんですけども、これは工事期間中の水城小学校のみの給食調理業務委託ということで認識してよろしいですね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（鳥飼 太） はい、そうでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、一部事務組合関係として、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債（災害対応特殊救急車及び高度救命処置用資機材購入事業）について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（白石 忠） 一部事務組合関係に係る債務負担行為補正の追加についてご説明いたします。

太宰府市と筑紫野市で事業費及び経費について負担しております筑紫野太宰府消防組合にお

きまして、消防施設整備事業債を活用した、災害対応特殊救急車及び高度救命処置用資機材購入事業に係る起債の償還額が確定しましたので、太宰府市の負担額について、期間と限度額の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で第2表債務負担行為補正の説明を終わります。

第3表地方債補正については、歳出のところで説明がありました。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑漏れはありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） すみません。30ページの10款4項の1目です。社会教育総務費で大学交流事業費なんですけれども、これは総務じゃなかったですか。所管じゃないですね。分かりました。結構です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前11時14分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年11月15日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹